

(第1条関係)寒川町行政不服審査法施行条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
～ 略 ～		～ 略 ～	
(手数料の額等)		(手数料の額等)	
第3条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により納付しなければならない手数料(以下「手数料」という。)の額は、次の表に定めるとおりとする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。		第3条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により納付しなければならない手数料(以下「手数料」という。)の額は、次の表に定めるとおりとする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。	
交付の方法		交付の方法	
日本工業規格A列3番(以下「A3」という。)までの大きさの用紙の片面又は両面に白黒で複写し、又は出力したものの交付		日本産業規格A列3番(以下「A3」という。)までの大きさの用紙の片面又は両面に白黒で複写し、又は出力したものの交付	
(略)		(略)	
2・3 (略)		2・3 (略)	
～ 略 ～		～ 略 ～	

(第2条関係)寒川町手数料条例新旧対照表

現 行		改 正 案	
第1条 (略)		第1条 (略)	
(手数料を徴収する事務及びその額)		(手数料を徴収する事務及びその額)	
第2条 (略)		第2条 (略)	
2 手数料の件数の単位は、次の各号による。		2 手数料の件数の単位は、次の各号による。	
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)	
(4) 前項第1号ネの写しについては、公簿及び公文書は1枚を1件とし、図面にあつては日本工業規格A列3番までごとに1件とする。		(4) 前項第1号ネの写しについては、公簿及び公文書は1枚を1件とし、図面にあつては日本産業規格A列3番までごとに1件とする。	
(5)・(6) (略)		(5)・(6) (略)	
～ 略 ～		～ 略 ～	

(第3条関係)寒川町火災予防条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する <u>日本工業規格</u> に適合するものとしなければならない。 2 (略)	～ 略 ～ (避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する <u>日本産業規格</u> に適合するものとしなければならない。 2 (略)
～ 略 ～	～ 略 ～

(改正附則)

現 行	改 正 案
	<u>附 則</u> <u>この条例は、平成31年7月1日から施行する。</u>